

質問回答書

件名：沼津市公立保育所等保育業務支援システムの提供業務

質問箇所			質問事項	回答	
1	参加要領 P4	9 (1) ②ア	導入実績(他自治体での導入実績、業務経験)	導入実績とありますが、ここでの導入実績は[様式 3：同種業務実績表]の注意書きと同様に、公立保育所等の運営に必要となる業務を総合的に支援するシステムの実績であり、機能単体システム（例えば午睡チェックシステム等）の実績はやシステムの無償提供は、導入・運用実績に含めないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	参加要領 P5	9 (2) ①	「(1) 提出書類」のうち、②～⑥については、すべて自社名を入れず(入っている場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の 1 ページ目の右上に挿入すること。	自社名を入れずとありますが、正本の提案書についても社名を入れないという認識でよろしいでしょうか。「副本のみ社名を伏せる」というご依頼をいただくことが多いため、確認しております。また、提案する「システム名」については、記載しても問題がないという認識でよろしいでしょうか。	正本の提案書については、お見込みのとおりです。システム名については、記載しても問題はありません。
3	参加要領 P6	9 (3) ②	見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。	実施方法とありますが、実施方法とは、工程表に記載をすべきような「スケジュール」「運用開始までの対応事項」等を指しているという認識でよろしいでしょうか。	スケジュール・運用開始までの対応事項のほか、インシデント発生の際の対応、サポート対応、法改正への対応等について記載する場合を含みます。
4	参加要領 P6	10 (3)	なお、プロジェクタ・スクリーン又は大型モニターは、市で用意する。	電源をお借りすることは可能でしょうか。また、貴市にてご準備いただけるプロジェクタは HDMI に対応しておりますでしょうか。対応していない場合は、対応しているインターフェースをご教示頂けますと幸いです。	電源は提供します。プロジェクタは、HDMI に対応しています。
5	参加要領 P6	10 (3)	プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。	プレゼンテーションにスライドを使用する場合はとありますが、ここにおけるスライドは、提案書以外のスライドを指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	参加要領 P6	10 (3)	プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。	プレゼンテーションにおいて、実際のシステム画面を用いたデモを実施することは可能でしょうか。「システムの操作性」等については、実際の画面をご確認いただくことでより評価がしやすくなると考えておりますので、確認させていただきます。また、デモンストレーションの実施が可能である場合、仕様としてロゴ等が表示される場合、許容いただくことは可能でしょうか。一部を隠して行う場合、提案システムによって隠す範囲が異なり本来の仕様を確認しにくくなってしまうため確認させていただきます。	デモの実施は可能です。ロゴの表示は問題ありません。
7	参加要領 P7	15 (2)	(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。	公開が実施される場合には、公開時期や範囲に関して別途協議の上、実施することは可能でしょうか。内容によって、貴市向けには説明するものの公表できない情報を取り扱う可能性があるため確認しております。	情報公開請求があった場合、公開範囲については、必要に応じて、別途協議します。公開時期については、条例で規定されていますので、原則として協議することはできません。
8	評価項目			本提案においては、提案金額は、契約上限額以下であればよいものとし、評価の対象外となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	評価項目			工程表・実施体制調書・同種業務実績調書も採点対象に含まれる認識でよろしいでしょうか。含まれる場合、工程表及び実施体制調書は「サポート体制」に該当する認識でよろしいでしょうか。異なる場合、該当の評価項目をご教示いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。
10	仕様書 P3	第 2 章 1 イ	システムは、児童発達支援センターへの導入・運用実績があり、公表日時点で利用されているものであること。	児童発達支援センターへの導入・運用実績について、未就園児と保護者が相談できる場（施設）に向けた実績があれば、要件は満たすとの解釈でよろしいでしょうか。（例えば、子育て支援センターなど）また、ご要求の業務などを教えてください。	児童福祉法第43条に規定された児童発達支援センターへの導入実績があれば、要件を満たします。導入の背景及び目的並びに必要な機能については、仕様書等に記載のとおりです。
11	仕様書 P3	第 2 章 1 イ	システムは、児童発達支援センターへの導入・運用実績があり、公表日時点で利用されているものであること。	公表時点においては弊社サービスでは導入済の実績はないものの開発は行っており、プレゼンテーションにおいてご判断いただく機会を頂戴したく応募させていただくことは可能でしょうか。	児童発達支援センターへの導入実績を要件としています。
12	仕様書 P3	第 2 章 1 エ	システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーション(以下「保護者アプリ」という。)を提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。	「プッシュ通知」とありますが、これは「システム事業者がモバイルデバイス（スマホ等）に直接送信できるメッセージで、ロック画面やモバイルデバイスの画面上部のステータスバー（通知バー）に表示されるもの」であり、迷惑メールや迷惑メールフィルタで見落としが起きやすいメールでの通知は除くという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問回答書

件名：沼津市公立保育所等保育業務支援システムの提供業務

質問箇所			質問事項	回答	
13	仕様書 P3	第2章 1キ	システムの運用開始後に入所児童数、児童保護者数、職員数、接続端末数の増減があった場合でも、対応可能なシステムであること。ただし、施設数の増加は除く。	「対応可能」とありますが、どのような内容の対応を想定されているかご教示いただけますと幸いです。「提案費用の中で対応すること」を意図する場合「認可定員数」の増減時に関しては、別途ご相談の上、対応検討させていただくことは可能でしょうか。提案システムは園ごとの認可定員数によって費用が変動する体系ため確認させていただきます。	年度の途中の児童の入所・退所や、職員の異動などへの対応を想定しています。定員の変更があった場合、システム利用料に関しては、別途協議します。
14	仕様書 P3	第2章 2ア	iPadOS、AndroidOS 又はWindowsOS	iPadOS、AndroidOS 又は WindowsOS とありますが「各施設における OS 毎の配備予定端末台数」およびをご教示いただくことは可能でしょうか。ご利用いただく端末によっては、QR コードリーダーが不要となり、提案金額が変更となるため確認しております。現状お決まりでない場合は、QR コードリーダーは汎用品であることから、提案の際には 20 台で提案し、最終的には、別途協議の上、最適な台数をご提案し、契約内容を決定させていただくことは可能でしょうか。（2ウ記載のとおり）	配備する端末のOSについては、現時点で決まっています。登降園管理用の端末の配備予定台数は、9施設に2台ずつ及び予備2台で、計20台を予定しています。台数について別途協議することは可能です。
15	仕様書 P4	第2章 3ア	施設のインターネット回線は、本市で別途調達・整備を予定	別途調達のネットワークは、8月の操作研修には利用できるのとことよろしいでしょうか	操作研修時に利用できることを想定しています。各施設のインターネット回線・無線通信環境整備が操作研修までに完了しない場合、操作研修の時期、運用開始時期等については、別途協議します。
16	仕様書 P4	第2章 5	【実現可否】○:代替方法(運用で対応又は部分的・条件付き)で対応できる場合	代替案「○」やカスタマイズ「△」においては、備考欄に記載の内容が機能要件を満たすに値しないと判断した場合は「×」として扱われるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	仕様書 P4	第2章 5	【実現可否】△:カスタマイズにより対応する場合	「カスタマイズ(△)」の記載基準に関して、実装時期が不明確なものは△ではなく、対応不可(×)にあたるという認識でよろしいでしょうか。実施時期が不明確なものを許容した場合、実装予定のない機能をカスタマイズ対応(△)として不公平になってしまうので、念の為確認しております。	お見込みのとおりです。
18	仕様書 P5	第2章 6イ	本市が定義していない帳票であっても、パッケージ標準で実装されている帳票については積極的に提案・提示し、本市の業務効率化に協力すること。	業務効率化に協力することとありますが、システム上に再現する帳票については、システムに標準実装されている内容を踏まえて、別途協議の上決定させていただきたく認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	仕様書 P5	第2章 7ウ	導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。	「認可定員数」の増減時の追加利用料に関しては、別途ご相談の上、対応検討させていただくことは可能でしょうか。提案システムは園ごとの認可定員数によって費用が変動する体系ため確認させていただきます。	定員の変更があった場合、システム利用料に関しては、別途協議します。
20	仕様書 P6	第3章 2(1)	このシステムは、重要な業務を担っており、障害によりシステムが停止することで保護者及び職員に多大な影響を及ぼす。そのため、自動的にバックアップを行い、さらにシステムを冗長化し、一方に障害が発生した際に、直ちに他方に切替え、運用時間中にシステムの停止状態が発生しないようにすること。	運用時間中にシステムの停止状態が発生しないようにすることとありますが、万が一障害が発生した際には、仕様書>3>アに記載のとおり、早急に復旧対応を実施いたします。また、提案予定のシステムは SLA にて 99.95%以上の月間稼働率も保証しております。これらの対応で要件を満たすと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書 P7	第3章 4サ	アからコまでに掲げる事項のほか、沼津市セキュリティポリシーを遵守すること。	貴市のセキュリティポリシーを開示いただくことは可能でしょうか。	本プロポーザルの実施期間中、沼津市が指示する日時及び場所において閲覧することができます。（なお、閲覧した沼津市情報セキュリティポリシーは、その内容を秘密にすること。）
22	仕様書 P9	第4章 1カ	システムの効果的な活用方法や他の事例を共有するため、オンライン等の方法によるシステムの活用セミナー又は研修動画の提供をすること。	「効果的な活用方法や他の事例を共有」ができれば、オンラインやセミナーという実施や共有方法で無くてもよろしいでしょうか。	効果的な活用方法や他の事例を共有することができれば、オンライン、セミナー等の方法に限定しませんが、その場合は、ほかの具体的な方法を提案書で提示・紹介してください。
23	仕様書 P9	第4章 1カ	システム導入会議の開催時に、本契約で対象とする機能ごとの研修動画を提供すること。	システム導入会議の開催時に研修動画を提供することとありますが、基本的な操作説明動画との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	仕様書 P9	第4章 2イ	操作マニュアルは電子データ一式を提供すること。	電子データ一式を提供とありますが、オンラインマニュアルでの提供で要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。マニュアルの内容は常に更新され続けるため、貴市の利便性を考慮した場合マニュアルの URL 情報を事業者よりご提供の上、いつでも最新のマニュアルを閲覧いただける状態が望ましいと考えておりますため、確認させていただきます。	お見込みのとおりです。

質問回答書

件名：沼津市公立保育所等保育業務支援システムの提供業務

質問箇所			質問事項	回答	
25	機能要件 確認書		全般	本提案にて実現する機能要件は、保育業務を総合的に支援する提案システム1つでの実現可否を記載するものであり、複数のシステムを組み合わせる場合は、現場の負担が増えることから実現不可として記載する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	機能要件 確認書	No17	職員アカウント単位で、機能ごとに「承認権限」「ダウンロード権限」「更新権限」「閲覧権限」「利用不可」などの権限設定ができること。	「など」とありますが、例示いただいている「承認権限」「ダウンロード権限」「更新権限」「閲覧権限」「利用不可」に関しては、最低限必要な区分で、不足がある場合は要件を満たさない認識でよろしいでしょうか。過去の実績から様々な勤務体系や役職がある保育現場において、運用上の混乱や情報漏洩のリスクを抑えるために欠かせない機能であるため、確認しております。	お見込みのとおりです。
27	機能要件 確認書	No23	児童の基本情報は、上記に掲げる項目に加え、任意の項目を追加できること。	「任意で項目を追加」とありますが、備考欄のような自由記述欄へ記述するのではなく、1つの項目として独立して追加可能な仕様の場合に要件を満たす認識でよろしいでしょうか。自由記述欄を許容した場合、任意項目を満たす園児情報の並べ替えや抽出を行う際の作業が煩雑になり、情報管理の工数が増えてしまうため確認させていただきます。	お見込みのとおりです。
28	仕様書 P3 ・ 機能要件 確認書	仕様書 第2章 1 エ ・ 機能要件 確認書 No31	システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーション(以下「保護者アプリ」という。)を提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。 保護者向けに専用のスマートフォンアプリケーション(以下「保護者アプリ」という。)又はWebブラウザを用い、各種情報連絡ができること。	仕様書2>1>エを踏まえ、本要件満たすにはプッシュ通知に対応していることが前提となる認識でよろしいでしょうか。Webブラウザによる保護者機能は仕様によってはプッシュ通知ができないこともあります。仕様書の記載があること、日々の連絡だけでなく緊急連絡にも利用し、高い送達率が求められる保育ICTにおいてプッシュ通知は重要な機能と考えられることから確認させていただきます。	保護者向けスマートフォンアプリケーションについては、プッシュ通知の対応を前提としています。 Webブラウザによる保護者機能については、特に指定はありません。
29	機能要件 確認書	No.37	保護者アプリの利用者を追加する場合は、すでに保護者アプリを利用している保護者が、新規利用者に対して招待メールを送付することで追加することができること。	保護者アプリの利用者を増やす際に、新規の保護者が簡単に登録できる方法であれば、招待メールの送付でなくても良いとの解釈でよろしいでしょうか	新規の保護者が簡単に登録できる方法であれば、招待メール以外の方法でも構いませんが、その場合は、ほかの具体的な方法を提案書で提示・紹介してください。
30	機能要件 確認書	No42	児童保護者は、保護者アプリを使用し、欠席(病欠・都合欠・忌引き・出席停止など)、遅刻、お迎え時間、お迎えする人の変更等を申請することができること。	「等」と記載がございますが、例示いただいた欠席(病欠・都合欠・忌引き・出席停止)、遅刻、お迎え時間、お迎えする人の変更申請が最低限求められている認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	機能要件 確認書	No31 No55	配信したお知らせについて、保護者が配信を既読したかどうか、職員が確認できること。	提案する保護者アプリの方式(スマートフォンアプリまたはWebブラウザのどちらか一つ)が本要件に対応しているかをご回答する認識でよろしいでしょうか。スマホアプリとウェブアプリの両方実装して、前者は「プッシュ通知」のみ対応、後者は「既読確認」のみ対応としている場合、No31と本要件のいずれか1つしか○がつかない認識でよいか確認したいという意図です。	保護者向けスマートフォンアプリケーションの提供・プッシュ通知の対応を前提としています。Webブラウザによる保護者機能については、プッシュ通知に関し、特に指定はありません。 保護者向けスマートフォンアプリケーション又はWebブラウザのいずれかで、保護者が配信を既読し、それを職員が確認できることを要件としています。
32	様式3 同種業務 実績表	記入の 注意点	表の大きさは適宜変更してよいが、最大5件までとすること。	5件までとありますが、該当する実績を契約自治体名および導入施設数のみを表にまとめた上で様式3の別添資料として提出することは可能でしょうか。システムの導入実績は「本事業を遂行するノウハウがあるか」を貴市が評価する上で必要な指標であると想定されるため、確認させていただきます。	貴社の導入実績の詳細については、提案書において、提示・紹介してください。
33	様式3 同種業務 実績表	記入の 注意点	表の大きさは適宜変更してよいが、最大5件までとすること。	提案システムの実績とありますが、受託候補者の導入経験を問う目的であり、受託候補者の保有する実績を指すという認識でよろしいでしょうか。再委託先のシステム提供事業者(メーカー)の実績を含めた場合、導入業務の品質を事前に測ることができなくなってしまうため確認させていただきます。	お見込みのとおりです。